

周防大島町鳥獣害対策マスタープラン策定業務仕様書

1. 業務名

周防大島町鳥獣害対策マスタープラン策定業務

2. 業務の目的

周防大島町内で行われてきた鳥獣被害への対策やその効果を可視化し、より重点的に対策を実施すべき区域を明確化するとともに、被害減少効果が期待される対策の内容、実施体制を検討し、周防大島町における鳥獣被害軽減に向けた対策を検討するほか、超高齢化社会を見据えた将来的視点における駆除・処理の方針、捕獲従事者、地域住民及び行政等の取組・役割体制の方針、鳥獣との共存のあり方の方針等について基本的な計画を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年12月23日まで

4. 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 個人情報の保護

業務上取り扱う個人情報については、適法かつ適正な取り扱いを確保し、業務の目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。また、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置をしなければならない。

6. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、指示された書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

7. 業務計画

受注者は、本業務の着手にあたり業務計画を立案し発注者と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した上で着手するものとする。

業務遂行中においては、発注者は受注者に対して進捗状況等の報告を求めることができるものとする。

8. 業務実施体制

(1)受注者は、相当の経験を有する技術者を配置し、発注者から本業務に関する問い合わせについて、随時対応するものとする。

(2)発注者は、業務の施行中発注者が不相当と判断した場合は、配置技術者の交代を求めることができる。この場合、受注者は直ちに必要な措置をとらなければならない。

9. 成果品等の帰属

本業務における成果品及び業務作成上の資料等については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

受注者は、発注者の承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。

10. 受注者の責任

本業務において、次の各号に掲げる事項は受注者の責任とする。

(1)本業務の実施にあたり、受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合及び紛糾が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。

(2)本業務において必要な手続き及び発注者が貸与する以外の資料収集は、原則として受注者が行うものとする。

(3)受注者は、本業務に関して知り得た事項を漏らし、または作成した資料を他の目的で利用してはならない。

(4)受注者は、本業務終了後3年以内において過失または疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処理をするものとする。

11. 検査

発注者は、受注者の行う各作業について必要に応じて適宜検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えるものとし、受注者は訂正等の指示を受けたときには、速やかにその指示に従うものとする。

12. 調査協力

発注者は、受注者より文書の提示及び調査依頼を受けた場合は、支障のない限り調査協力する。

13. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

14. 作業項目

本業務の作業項目は以下のとおりとする。

(1)捕獲情報の整理・可視化

周防大島町内の鳥獣の捕獲情報を整理し、GIS等を用いて可視化する。取り扱う捕獲情報は、過去5年程度とする。

(2) 鳥獣被害の実態把握と可視化

周防大島町住民に対し、鳥獣被害の深刻度、発生時期、対策の効果の実感等に関するアンケート調査を実施する。アンケート調査は、周防大島町全域を網羅できるよう、全270集落の代表者を対象として実施し、結果はGIS等を用いて可視化する。

(3) 地域住民ヒアリング調査

鳥獣被害対策に取り組んでいる住民に対し、ヒアリング調査を実施する。ヒアリングでは、対策の実施状況や課題などを調査し、より効率的・効果的な対策の実施体制（捕獲従事者、耕作者、住民、行政等の取組・役割等）や課題克服に向けた方策・方向性等について、ヒアリング内容を基に検討を行う。具体的なヒアリング対象者としては、猟友会、JA、関係行政機関を想定する。

(4) 鳥獣害対策マスタープラン（案）の作成

(1)～(3)の調査結果を取りまとめ、内容を整理し、鳥獣害対策マスタープラン（案）を作成する。作成したマスタープラン（案）については、地域住民や関係機関への説明会を開催し、意見を集約した上で最終化する。

15. 報告書作成

本業務で実施した内容を報告書として取りまとめ、成果品として納品する。成果品は紙ベース及び電子データとし、電子データの提出形式は発注者の指示に従うものとする。